

諮問番号：令和7年度 諮問第9号・第10号

答申番号：令和8年度 答申第1号

## 答 申 書

### 第1 本審査会の結論

諮問第9号及び第10号事件のいずれも、裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の(1)から(3)までの理由から、処分庁（札幌市〇区保健福祉部長）が請求人に対して令和6年7月26日付けで生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第77条の2第1項の規定に基づき行った費用徴収決定処分（以下「本件77条の2処分」という。）及び第78条第1項の規定に基づき行った費用徴収決定処分（以下「本件78条処分」という。）（以下これらの処分を併せて「本件各処分」という。）について、取消しを求めている。

(1) 〇地方裁判所等への訴訟救助立替金、送達費用立替金等の債務（以下「本件債務」という。）は、老齢年金等から返済している。また、過去の訴訟の相手方である、以前勤めていた職場の上司からの入金（以下「本件訴訟の相手方からの入金」という。）については、訴訟費用の支払を依頼されて入金されたものであり、本件債務の返済に充てるものである。

(2) 処分庁は請求人の民法（明治29年法律第89号）上の扶養義務者である長女及び二女の氏名及び住所を知っているのであるから、法第77条第1項の規定に基づき、これらの者から保護費を徴収すべきである。

(3) 仮に本件各処分が相当であったとしても、本件債務の弁済を勘案し、請求人の保護の停止に伴い、やむを得ない事由があると認め、法第80条の規定に基づく返還の免除を求める。

#### 2 処分庁の主張の要旨

本件各処分は、法令等に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点は

ない。

### 第3 事案の概要

1 令和5年11月8日、請求人は、処分庁に対し、法による保護（以下「保護」という。）の申請を行い、処分庁は、当該申請を受け、請求人の世帯が保護を要する状態にあると認め、同日付けで保護（以下「本件保護」という。）を開始した。なお、当該申請時に提出された収入申告書においては、請求人の収入はない旨が記載されており、また、同様に提出された資産申告書においては、後記9の口座は記載されていなかった。

本件保護の開始に伴い、同月15日、処分庁の担当者（以下「担当者」という。）は、請求人に対し、「生活保護のしおり」を交付し、法の趣旨について説明した。なお、「生活保護のしおり」には、収入があったときはすぐに届け出なければならない、当該収入にはあらゆる収入が含まれること、事実と異なる申請や不正な手段で保護を受けたときは、受けた保護金品（法第6条第3項に規定する保護金品をいう。以下同じ。）を返還しなければならないこと等が記載されていた。

また、同日、請求人は、処分庁に対し、収入申告の義務等について担当者から説明を受けて理解したとして、記名の上、「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」を提出した。

加えて、処分庁は、本件保護の申請を受け、法第29条第1項の規定に基づき、請求人の資産状況についての調査を行った。

2 令和5年12月4日、担当者は、請求人が他の保護の実施機関（法第19条第4項に規定する保護の実施機関をいう。）にて保護を受給していた際の廃止台帳（以下「本件廃止台帳」という。）を受領した。

3 令和5年12月26日、担当者は、請求人宅を訪問し、請求人が年金受給権の有無を確認していないことを聴取したため、請求人に対し、担当者が代理して調べることもできる旨を説明した。

これに対し、請求人から自分で確認する旨の申出があったため、担当者は、請求人に対し、早急に結果を報告するよう指導した。

4 令和6年1月30日、担当者は、請求人宅を訪問するも不在であったため、年金受給権について確認済みの場合には連絡すること等を求める旨を記載した不在連絡票を投函した。

5 令和6年2月8日、担当者は、請求人宅を訪問し、請求人に対し、年金受給権の確認状況を尋ねたところ、請求人は、年金受給権がなく申請できないと言われ、これに係る書類を処分庁に送付しているはずである旨を述べた。

これに対し、担当者は、処分庁が受領しているのは違う書類である旨を伝えたが、請求人は、年金を申請できなかった旨を述べるのみであった。

また、同日に請求人から処分庁に提出された収入（無収入）申告書においても、請求人の収入はない旨が記載されていた。

6 令和6年3月11日、担当者は、請求人宅を訪問し、請求人に対し、請求人から提出された書類は年金受給権に係る書類ではなかったため、処分庁において調査を行う旨を伝えたところ、請求人は、刑務所にいた期間も長いため、年金受給権はない旨を述べた。

これに対し、担当者は、年金受給権に係る調査について再度説明したが、請求人は了承せず、翌月初め頃に自分で確認を行う旨の返答であったため、早急に行い申告するよう指導するとともに、未確認の期間が長期化した場合には、処分庁において調査を行う必要があることを説明した。

また、この日に請求人から処分庁に提出された収入（無収入）申告書においても、請求人の収入はない旨が記載されていた。

7 令和6年4月12日、担当者は、マイナンバー制度を活用した情報連携のシステムにより請求人の年金受給状況を照会（以下「本件情報連携による照会」という。）したところ、請求人が老齢基礎年金及び老齢厚生年金（以下これらを「本件老齢年金」という。）並びに老齢年金生活者支援給付金（以下「本件給付金」という。）を受給していることが判明した（本件保護の開始日から同月までの受給状況は、下表のとおり）。

種類\受給日	令和5年12月15日	令和6年2月15日
本件老齢年金	〇円	〇円
本件給付金	〇円	〇円

8 令和6年4月15日、担当者は、本件情報連携による照会の結果を踏まえ、請求人に対し、年金の受給状況及び処分庁に未申告の口座の有無を尋ねたところ、請求人は、年金は受給しておらず、未申告の口座もないが、4月に企業年金が約〇円入金となる旨の通知を見た気がする旨を述べた。

これを受け、処分庁は、企業年金の受給状況を確認するため、企業年金連合会に対し、法第29条第1項の規定に基づく調査を行った。

9 令和6年4月16日、担当者が本件廃止台帳を確認したところ、他の実施機関が実施した法第29条第1項に基づく調査に対し、○銀行から、請求人が処分庁に申告していない同銀行の口座（以下「本件口座」という。）において平成30年7月から令和2年6月までの間、年金を受給している旨の回答がなされていた事実を把握した。

同日、担当者は、請求人との電話において、本件老齢年金及び本件給付金（以下これらを「本件老齢年金等」という。）について収入認定を行う旨を説明するも、請求人は受給の事実や本件口座の保有を否定した。

これを受け、処分庁は、第三者が使用している可能性も考慮し、本件老齢年金等の収入認定を見送り、本件口座の使用状況を確認するため、○銀行に対し、法第29条第1項の規定に基づく調査を行った。

10 令和6年4月17日、担当者は、請求人との電話において、請求人に対し、同年5月分の保護費（法第70条第1号イに規定する保護費をいう。以下同じ。）において年金の収入認定は行わない旨を伝えたところ、請求人は、改めて年金を受給していない旨を述べた。

11 令和6年5月7日、処分庁は、前記8の調査に対する回答を受領し、請求人が年に1回、企業年金連合会老齢年金（以下「本件企業年金」という。）を受給しており、同年4月1日に○円を受給していたことを確認した。

12 令和6年5月13日、処分庁は、前記9の調査に対する回答を受領し、本件保護の開始以降、本件口座に前記7の本件老齢年金等の入金、前記7以外の本件老齢年金等の入金（同年4月15日：本件老齢年金が○円、本件給付金が○円）、前記11の本件企業年金の入金及び個人からの入金（令和5年12月15日：○円、令和6年2月15日：○円、同年4月15日：○円）があったほか、本件保護の開始時点における本件口座の残高（以下「本件未申告預貯金」という。）が○円であることが判明した。

また、この日に請求人から処分庁に提出された資産申告書においても、本件口座は記載されていなかった。

13 令和6年6月13日、担当者及び担当者の査察指導員（以下「査察指導員」という。）は、請求人宅を訪問し、請求人に対し本件口座について尋ねたところ、請

求人は、同姓同名の者の口座であることなどを主張した。

これに対し、査察指導員が、請求人に対し本件口座の取引明細を見せた上で、本件口座が請求人のものであることは確認済みであり、本件老齢年金等及び本件企業年金を同年7月分の保護費から収入認定する旨を伝えると、請求人は了承した。また、請求人は、個人からの入金については、本件訴訟の相手方からの入金である旨を述べた。

請求人は、これらの未申告の収入について整理の上で返還を求めるとの説明に了承するとともに、査察指導員からの「これらの収入は申告の対象であることを認識していたのか」との質問に対しては「これからは申告します」と、「申告しなかったことを反省しているか」との質問に対しては「はい」と答えた。

14 令和6年6月14日、処分庁が請求人の年金受給状況を調査したところ、同年4月（同年6月支給分）から、本件老齢年金は年額〇円と、本件給付金は月額〇円となっていることが判明した。

15 令和6年7月10日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、令和5年12月15日から令和6年4月15日までの間に入金となった本件老齢年金等〇円、本件訴訟の相手方からの入金〇円及び本件未申告預貯金〇円の合計〇円に相当する額について、請求人が不正に保護を受けたものと判断し、本件78条処分を行うこととし、また、同年6月14日に入金となった本件老齢年金等のうち同月分保護費にて認定されるべきであった本件老齢年金〇円（＝〇円（年額）を12で除した額。小数点以下切捨て）及び本件給付金〇円並びに同年4月1日に入金となった本件企業年金〇円のうち同月分から同年6月分までの保護費にて認定されるべきであった〇円（＝〇円を12で除した〇円（月額。小数点以下切捨て）に3を乗じた額）の合計〇円に相当する額について、法第63条の規定に基づく費用返還決定処分（以下「本件費用返還決定処分」という。）及び本件77条の2処分を行う等の方針を決定した。

16 令和6年7月26日、処分庁は、本件費用返還決定処分及び本件各処分を行った。なお、本件77条の2処分において決定した徴収金の額は、本件費用返還決定処分において決定した返還金の額の全額であった。

17 令和6年8月15日、請求人は、札幌市長に対し、本件各処分の取消しを求め、本件請求を行った。

## 第4 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

### 1 審理員意見書における判断の要旨

#### (1) 諮問第9号事件について

ア まず、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた」については、正に法第63条の要件であり、本件77条の2処分に係る審査請求において審理の対象とすることは予定されていないと解される。

イ 次に、「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」、すなわち、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」（生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第22条の3）について検討する。

本件老齢年金等の受給事実については、本件保護の開始以降、処分庁が受給権の確認に係る指導等を再三行っているにもかかわらず、請求人は令和6年6月13日の家庭訪問時に本件口座の取引明細を示されるまで認めておらず（前記第3の1から13まで）、自発的な申告がなされていないことが認められる。

また、本件企業年金の受給事実についても、同年4月15日に入金に係る通知について請求人から申出があったものの、請求人は同年6月13日の家庭訪問時に至るまで認めておらず（前記第3の8から13まで）、自発的な申告がなされていないことが認められる。

加えて、処分庁においては、同年5月13日に本件口座への本件老齢年金等及び本件企業年金の入金を確認し、前記第3の13の家庭訪問を行った上、同年7月10日に本件各処分に係るケース診断会議を実施し、同月26日に本件費用返還決定処分及び本件77条の2処分を行ったという経過（前記第3の12から16まで）も踏まえると、本件77条の2処分により徴収の対象となった保護費について、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」、すなわち、「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」には当たらないものと解される。

そして、本件77条の2処分において決定した徴収金の額は、本件費用返還決定処分において決定した返還金の額の全額であったところ（前記第3の16）、当該徴収金の額を当該返還金の額の一部に制限すべき理由も認められない。

ウ 以上のことから、本件77条の2処分に違法又は不当な点は認められない。

(2) 諮問第10号事件について

ア 本件老齢年金等について

本件老齢年金等は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3(3)オ、ケ又はコのいずれにも該当しないことから、本来、その全額が収入認定の対象となるべきものであったと認められるため、本件老齢年金等の全額に相当する額が法第78条第1項の規定に基づく費用徴収の対象となり得るものである。

イ 本件訴訟の相手方からの入金について

勤労収入は、次官通知第8の3(1)ア及び(4)のとおり、収入総額を認定し、必要経費として次官通知別表による基礎控除額を控除するほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている。この収入認定の方法については、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-23のとおり、「収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるもの」で、「意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである」とされていることから、本件訴訟の相手方からの入金に相当する額について法第78条第1項の規定に基づく徴収を行う場合、基礎控除額の控除は行わないこととなる。

また、本件訴訟の相手方からの入金については、就労の詳細は不明であるが、訴訟で争ったとの経緯を踏まえると（前記第3の13）、本件保護の開始前の就労に伴う収入と認められ、本件保護において控除すべき実費は認められないことから、入金額の全額に相当する額が法第78条第1項の規定に基づく費用徴収の対象となり得るものである。

ウ 「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたことについて

担当者は、請求人に対し、本件保護の開始時に「生活保護のしおり」を交付するとともに、収入申告の義務等について説明した上で、請求人から、これを理解したとして、記名の上で「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」の提出を受けている（前記第3の1）。

しかし、請求人から処分庁に対し本件保護の申請時並びに令和6年2月8日及び同年3月11日に提出された収入（無収入）申告書においては、収入の申告は一切なかった（前記第3の1、5及び6）。

また、請求人から本件保護の申請時及び同年5月13日に提出された資産申告書においては、本件口座について記載されていなかった（前記第3の1及び12）。

このほか、請求人は、本件老齢年金等の受給を認めた同年6月13日に至るまで、処分庁に対し、本件老齢年金等の受給権や受給事実について何度も虚偽の発言をしていたことが認められる（前記第3の3、5、6、8から10まで及び12）。

以上の事実を基に総合的に判断すると、請求人は、本件老齢年金等及び本件訴訟の相手方からの入金について処分庁に届け出なければならないこと、また、これらの収入を届け出た場合には支給される保護費が減額となること又は既に支給された保護費を返還しなければならないことを認識し、これらの事態を避けるためにあえてこれらの収入について届け出ず、意図的に、収入（無収入）申告書及び資産申告書に虚偽の記載を行うとともに、虚偽の発言を重ねていたものと認められる。

このことは、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成18年課長通知」という。）IV4(1)の「積極的に虚偽の事実を申し立てること」又は「消極的に事実を故意に隠蔽すること」に該当するものと評価されることから、前記ア及びイの本件老齢年金等及び本件訴訟の相手方からの入金の全額に相当する額について、請求人が法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたとして、同項の規定を適用した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

エ 本件78条処分に係る未申告の預貯金について

保護の開始決定後に判明した預貯金については、問答集問10-6-2のとおり、意図的に隠蔽しようとしたものでないと認められる場合であっても、当該預貯金が保護の開始決定後の翌々々月以降に判明した場合には、その全額に相当する額を法第63条の規定に基づく費用返還の対象とすることとされている。

本件未申告預貯金については、令和6年5月13日に判明しているところ、本件保護は令和5年11月に開始となっており、かつ、本件保護の開始決定後の翌々々月以降に判明していることから（前記第3の1及び12）、法第63条の規定に基づく費用返還の対象とすることも考えられる。

しかしながら、請求人から本件保護の申請時及び令和6年5月13日に提出された資産申告書においては、本件口座について記載されておらず、かつ、請求人は、本件口座の存在を認めた同年6月13日に至るまで、未申告の口座はない旨の虚偽の発言をしていたことに加え、本件口座には本件老齢年金等及び本件訴訟の相手方からの入金があり（前記第3の1、8、9、12及び13）、これらの収入と同様、本件未申告預貯金も意図的に隠蔽されていたと評価すべきである。

このことは、平成18年課長通知IV4(1)の「積極的に虚偽の事実を申し立てること」及び「消極的に事実を故意に隠蔽すること」に該当するものと評価されることから、本件未申告預貯金の全額に相当する額について、請求人が法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたとして、同項の規定を適用した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

## 2 審理員審理の経過（日付は、令和7年又は令和8年）

2月10日	審査庁（札幌市長）が、請求人が行った審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
2月13日	請求人が、審査庁宛てに「申立書」及び「申立書（補足）」を提出
2月18日	請求人が、審査庁宛てに「訂正申立書」及び「事務連絡」を提出
3月11日	処分庁が、審理員宛てに「弁明書」を提出
4月2日	請求人が、審理員宛てに「事務連絡」を提出
4月21日	請求人が、審理員宛てに「反論書の提出について」及び「物件の

	提出要求申立及び確認書」を提出
5月21日	請求人が、審理員宛てに「反論書」を提出
6月3日	請求人が、審理員宛てに「反論書（補足）」を提出
1月20日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
1月27日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

## 第5 諮問説明書の要旨

### 1 裁決についての審査庁の考え

本件請求を棄却する。

### 2 争点及びこれについての審査庁の考え

#### (1) 争点

##### ア 本件77条の2処分について

法第77条の2第1項に規定する「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」に該当する事実があるかどうか（実施機関の責めに帰すべき事由があったかどうか）について

##### イ 本件78条処分について

法第78条第1項に規定する「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」た事実があるかどうかについて

#### (2) 争点についての審査庁の考え

前記第4の1と同旨である。

## 第6 本審査会調査審議の経過（日付は、令和8年）

3月11日	審査庁が、本審査会に諮問
6月3日	第1回調査審議の実施（令和8年度第1回札幌市行政不服審査会）

## 第7 本審査会の判断の理由

### 1 調査審議の手続の併合

本件各処分は、いずれも同一の原因による処分であり、相互に関連性を有する処

分であると認められるため、諮問第9号事件及び諮問第10号事件に係る調査審議の手続を併合することとした。

## 2 本件各処分に関係する法令等の規定について

### (1) 収入の届出の義務等について

法第61条においては、被保護者（法第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）について、「収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と定められている。

そして、保護の実施機関においては、被保護者から法第61条の規定により収入の届出を受け、収入認定を行った上で、その収入で満たすことのできない不足分を保護費として支給している。

なお、保護の実施要領に定める収入認定の規定は、「収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるもの」であることから、「意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである」とされている（問答集問13-23）。

### (2) 費用の返還（法第63条）について

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めている。

### (3) 費用の徴収（法第77条の2等）について

ア 法第77条の2は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができ（法第77条の2第1項）、同項の規定に基づく徴収金は、法に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる旨を定めている（同条第2項）。

イ また、同条第1項の「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で

定めるとき」については、生活保護法施行規則第22条の3において、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」と規定され、具体的には、「被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等」が該当するとされている（平成18年課長通知Ⅳ3）。

#### (4) 費用の徴収（法第78条等）について

法第78条第1項においては、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」と定められている。

また、平成18年課長通知Ⅳ4(1)においては、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」とされているほか、同4(2)ウにおいては、同項を適用することが妥当であると考えられる場合として、①届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき（同ウ(ア)）、②届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき（同ウ(イ)）、③届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき（同ウ(ウ)）及び④保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき（同ウ(エ)）が挙げられている。

#### (5) 扶養義務者からの徴収（法第77条）について

法第77条は、被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる旨を定めている（法第77条第1項）。

#### (6) 返還の免除（法第80条）について

法第80条は、保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡しした保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させることができる旨を定めている。

(7) 収入の認定について

ア 原則について

収入の認定は、月額によることとされている（次官通知第8の2）。また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1(5)において、同1(1)から(4)までに該当する収入（勤労収入、農業収入、農業以外の事業収入又は年金等の公的給付）以外の収入については、その全額を当該月の収入として認定することとされており、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く6か月以内の期間にわたって分割認定するものとされている。

イ 年金及び年金生活者支援給付金について

年金等の公的給付については、次官通知第8の3(2)ア(ア)において、同3(3)オ、ケ又はコ（災害等の補償金等、福祉のために支給される金銭又は心身障害者扶養共済制度に係る年金）に該当しない限り、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

そして、このうち1年以内の期間ごとに支給されるものについては、局長通知第8の1(4)において、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされており、また、1年を単位として受給額が算定される場合には、その年額を12で除した額を各月の収入認定額として差し支えないこととされている。

また、年金生活者支援給付金については、「年金生活者支援給付金制度の施行に伴う円滑な請求手続及び保護費への反映処理を実施するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について」（令和元年8月22日社援保発0822第2号厚生労働省社会・援護局保護課長及び年管管発第0822第2号厚生労働省年金局事業管理課長通知）IIにおいて、次官通知第8の3(2)ア(ア)により、実際の受給額を収入として認定することとされており、年金等の公的給付として収入認定することとなる。

#### ウ 就労に伴う収入について

次官通知第8の3(1)アにおいては、常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている場合には、収入総額を認定し、必要経費として次官通知別表による基礎控除額を控除するほか、社会保険料等の実費の額を認定することとされている。

また、問答集問13-23においては、保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものであることから、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきであるとされている。

#### エ 保護の開始後に判明した預貯金について

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。）第10の問10の2においては、「保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費（中略）の5割を超える額とする」とされている。

そして、問答集問10-6-2においては、保護の開始決定後に判明した預貯金が意図的に隠蔽しようとしたものでないと認められる場合であって、保護の開始時の手持金と保護の開始決定後に判明した預貯金を合算しても、保護を要する場合には、上記の昭和38年課長通知第10の問10の2による取扱いと同様に取り扱って差し支えないこととされているが、意図的に隠蔽しようとしたものでないと認められる場合であっても、当該預貯金が保護の開始決定後の翌々々月以降に判明した場合には、その全額を法第63条の規定に基づく費用返還の対象とすることとされている。

#### (8) 札幌市保健福祉部長への事務の委任について

札幌市においては、法第63条、第77条の2及び第78条の規定により実施する事務について、札幌市保健福祉部長事務委任規則（昭和47年規則第44号）第1号の規定により、保健福祉部長に委任している。

#### 3 諮問第9号事件（本件77条の2処分）について

本件77条の2処分は、法第77条の2第1項の規定に基づくものであるところ、同項の適用に当たっては、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず

ず、保護を受けた者があるとき」に該当すること、かつ「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」、すなわち、前記2(3)イの規定及び平成18年課長通知に該当しないことが要件となる。

(1) 「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき」への該当性について

請求人は、本件77条の2処分の対象となった本件老齢年金等及び本件企業年金が入金された時点においても保護の受給を継続していたことから、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者」に該当しているといえる。

(2) 前記2(3)イの規定及び平成18年課長通知への該当性について

前記2(3)イのとおり、本件77条の2処分に当たっては、平成18年課長通知に例示された事由等の保護の実施機関の責めに帰すべき事由に該当しないことが必要であるところ、本件においては、請求人から本件老齢年金等及び本件企業年金の申告はなかったことから（前記第3の1、5、6、8及び10）、平成18年課長通知に記載された「被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合」には該当しない。

次に、本件における処分庁の調査の適切性について検討すると、保護の開始後速やかに前記第3の1の調査を実施している。

この点、第1回調査審議における審査庁の説明によれば、保護の開始以降、請求人に対して年金受給権の有無の報告を再三にわたり促したが（前記第3の3から6まで）受給の事実を否定する虚偽の回答を繰り返していた（前記第3の5、6、8から10まで及び12）。このため、処分庁が自ら本件情報連携による照会を実施するとともに（前記第3の7）、担当者が本件廃止台帳を精査した結果（前記第3の9）、本件老齢年金等の受給の事実及び本件口座の存在を把握したことが示された。その後、速やかに金融機関等への詳細な調査を実施し（前記第3の8、9、11及び12）、当該調査の結果を踏まえて、請求人と面談し事実確認を行っていること（前記第3の13）が併せて示された。

以上のとおり、請求人から意図的かつ継続的に虚偽の申告が行われていたものの、処分庁が慎重に年金受給権に係る調査を継続した結果、年金受給の事実が判明し、本件各処分に至ったことが認められることから、平成18年課長通知に記

載された「調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等」についても該当しない。

(3) 小括

したがって、本件77条の2処分において、処分庁の責めに帰すべき事由があったとは認められず、本件77条の2処分においては、前記2(3)イの規定及び平成18年課長通知に該当する事実はないといえる。

4 諮問第10号事件（本件78条処分）について

(1) 費用徴収の対象について

本件老齢年金等については、前記2(7)イのとおり、いずれも全額が収入認定の対象となる。

また、本件訴訟の相手方からの入金については、当該入金が、処分庁が認定したように後払いの給与（勤労収入）に該当する場合は、前記2(7)ウのとおり、その全額が収入認定の対象となり、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わずに不正に保護を受給した者に対しては、各種控除の対象とはならない。他方、請求人が主張するように、本件訴訟の相手方からの入金が勤労収入以外の性質を有するものであった場合であっても、前記2(7)アのとおり、局長通知第8の1(5)に該当する収入として、全額が収入認定の対象となる。

加えて、本件未申告預貯金についても、保護の開始決定後の翌々々月以降に判明したものであるため、返還の対象となるものである。

したがって、本件老齢年金等、本件訴訟の相手方からの入金及び本件未申告預貯金については、いずれも全額が法第78条第1項の規定に基づく費用徴収の対象となり得るものである。

(2) 前記2(4)の規定及び平成18年課長通知への該当性について

本件78条処分は、法第78条第1項の規定に基づくものであるところ、同項の適用に当たっては、前記2(4)のとおり、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」た事実該当すること、すなわち、「積極的に虚偽の事実を申し立てること」又は「消極的に事実を故意に隠蔽すること」に該当することが要件となる。

担当者は、請求人に対し、本件保護の開始時に「生活保護のしおり」を交付するとともに、収入申告の義務等について説明した上で、請求人から、これを理解したとして、記名の上で「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確

認)」の提出を受けている（前記第3の1）。

しかし、請求人から処分庁に対し、本件保護の申請時並びに令和6年2月8日及び同年3月11日に提出された収入（無収入）申告書においては、本件老齢年金等や本件訴訟の相手方からの入金を含む、一切の収入の申告はなかった（前記第3の1、5及び6）。また、請求人から本件保護の申請時及び同年5月13日に提出された資産申告書においては、本件口座について記載されていなかった

（前記第3の1及び12）。このほか、請求人は、本件老齢年金等の受給を認めた同年6月13日に至るまで、処分庁に対し、本件老齢年金等の受給権や受給事実について複数回にわたり虚偽の発言をしていたことが認められる（前記第3の3、5、6、8から10まで及び12）。

加えて、請求人は、本件口座の存在を認めた同年6月13日に至るまで、未申告の口座はない旨の虚偽の発言をしていたことが認められる（前記第3の8、9及び13）。

以上を踏まえると、請求人の本件老齢年金等、本件訴訟の相手方からの入金及び本件未申告預貯金に係る虚偽又は隠蔽の言動は、前記2(4)の「積極的に虚偽の事実を申し立てること」又は「消極的に事実を故意に隠蔽すること」、すなわち、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」た事実と該当するものと認められる。

### (3) 小括

したがって、本件老齢年金等、本件訴訟の相手方からの入金及び本件未申告預貯金の全額に相当する額について、請求人が法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたとして、同項の規定を適用した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

## 5 請求人の主張について

請求人の前記第2の1(1)から(3)までの主張については、次の理由により、いずれも認めることはできない。

### (1) 請求人の前記第2の1(1)の主張について

前記2(7)イのとおり、年金等の公の給付については、次官通知第8の3(2)ア(ア)において、同3(3)オ、ケ又はコに該当しない限り、その実際の受給額を収入として認定することとされていることから、本件債務の支払があったとしても、本件各処分の判断に影響するものではない。

(2) 請求人の前記第2の1(2)の主張について

前記2(5)のとおり、法第77条第1項の規定は、扶養義務者の義務の範囲内において費用徴収ができる旨を定めたものであり、その適用の有無が本件各処分の効力に影響を及ぼすものではない。

(3) 請求人の前記第2の1(3)の主張について

前記2(6)のとおり、法第80条の規定は、保護の変更、廃止又は停止に伴い保護費を返還させるべき場合において、やむを得ない事由があると認めるときは返還を免除できるとされているが、本件各処分は保護の変更等によるものではなく、また本件各処分の原因は請求人の未申告収入によるものである。

## 6 結論

以上のとおり、本件各処分は法令に基づき適正に行われたものであり、請求人の主張はいずれも理由がない。その他、本件各処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められない。また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

## 7 付言

本件各処分の結論には影響しないものの、処分庁における今後の実務の参考として、申し添える。

処分庁は、年金受給権の事実確認に当たっては、請求人への口頭での確認を続けており、本件廃止台帳の精査や本件情報連携による照会を行ったのは、本件保護の開始から5か月を経過した令和6年4月であり（前記第3の7及び9）、この間、保護費を過支給する事態が発生していた。

この点、第1回調査審議における審査庁の説明によれば、処分庁が保護受給者に収入等の申告を促してから法第29条第1項に基づく調査の実施に移行するまでの具体的な基準はないとのことであったが、適時の調査が行われなかった場合は保護受給者の返還の負担も増すことが懸念される。

処分庁においては、今後、保護受給者の収入状況等を的確に把握するため、保護受給者からの収入状況等の申告が得られなかった場合に、適時に同調査に着手しうよう運用を改善するなど、かかる事態が発生することのないよう努められたい。

令和8年（2026年）6月9日

札幌市行政不服審査会

委員（会長） 中 島 正 博

委員 館 田 晶 子

委員 津 田 智 成